

東芝は差別争議の全面一括解決を決断せよ

「法令遵守・差別的取り扱いをしない」

西田社長は 東芝事業行動基準を守れ

東芝は不当労働行為、思想信条による差別、男女差別をすみやかに是正すべきです。

首都圏総行動に
大きな支援

七月二十日に行われた首都圏の主要工場と本社、裁判所、日本経団連などへ東芝争議の早期全面一括解決をめざす要請行動には八十六団体百六十六人が参加しました。

また、同日の神奈川県労委では、第二次申立て（九名）の審問が終了し、全面一括解決にむけた動きをつくり出しました。



7.20首都圏総行動（東芝本社前）
挨拶する全労連の沢中幹事、左は菊谷代表委員

八月四日の東京地裁・第一次申立て中労委命令取消請求事件の中では、
裁判長が「会社側から新しい争点は出されなかった。証人調べは不要」との見解を示しました。

九月二〇、二二日に全国行動
差別なくせと東芝事業所を包囲

東芝の事業所が所在する地方労連の支援を受けた支援共闘会議は、九月に全国的な運動を強めて東芝に企業の社会的責任を果たさせ、東芝争議の全面一括解決を勝ち取るための全国行動を計画しています。

八月には、全労連の支援を受けて各地域労連の皆さんへ、九月の全国行動と東芝に争議の早期解決を要求する団体署名への協力を要請しました。



差別のない明るい
職場をつくるために

西田社長には、東芝事業行動基準に明記されている「基本的人権を尊重し、性別、人種、年齢・・・信条・思想・・・など業務遂行上直接関係のない非合理的な理由に基く差別を行わない」という社内規則を実行する責任があります。東芝は、労働委員会命令で断罪された違法行為を反省し、すみやかに差別を是正し償うべきです。

いま派遣、パート、契約社員など新しい差別が生まれています。これらの差別をなくすためにも頑張ります。

東芝賃金資格差別争議とは

東芝は、公安警察出身者により秘密組織「東芝扇会」を育成し、組合役員を扇会員で占め、日本共産党員や自主的に組合活動に取り組む人たちを「問題者」扱いして差別してきました。
88年に「労働運動を強める東芝の会」を結成しました。94年の労働運動を強める東芝の会総会で、思想信条や組合活動による差別をなくすため「東芝の職場を明るくする会」の結成と差別是正闘争の方針を決めました。会は、95年に労働委員会へ申立て、96年と03年に差別是正社長申入れ運動に取り組み、2001年に地労委で、04年に中労委で全面勝利命令を勝ち取りました。03年からの第2次申立てと申立外の仲間が力を合わせ、全面一括解決をめざして闘っています。

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会 2005年 8月

〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164

〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル

Tel & Fax : 044-533-1408

ホームページ // www.kki.ne.jp/akaruku-tsb

11万アクセス突破「東芝の職場」で検索を